

その他、漁業や遊漁について不明な点がございましたら、
下記のところまでお気軽にお問い合わせください。

山口県農林水産部 〒753-8501 山口市滝町 1-1
水産振興課 TEL 083-933-3530
E-mail a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県柳井農林水産事務所 〒742-0031 柳井市南町 3 丁目 9-3
水産部 TEL 0820-22-0740
E-mail a171025@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県山口農林水産事務所 〒747-8501 防府市寿町 7-1 防府市役所本館 6 階
水産部 TEL 0835-22-1506
E-mail a16405@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県萩農林水産事務所 〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1
水産部 TEL 0838-25-3377
E-mail a171115@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県下関水産振興局 〒750-0067 下関市大和町 1 丁目 16-1 下関漁港ビル 3 階
TEL 083-266-2141
E-mail a16401-suisan@pref.yamaguchi.lg.jp

■山口県農林水産部水産振興課ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/108/>

山口県農林水産部水産振興課では、遊漁に関する情報などをホームページ上で提供しています。ぜひ、ご利用下さい。



■水産庁「遊漁の部屋」ホームページ

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/>

我が国の遊漁・海面利用に関する制度や政策全般について紹介されています。



海で遊漁をしていて事故が発生した場合は、
海上保安庁に電話し、救助を求めてください。

「海のもしもは118」

令和7年3月

遊漁のしおり



山口県
山口県海面利用協議会
山口県日本海海区漁業調整委員会
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
山口県内水面漁場管理委員会

海や川を利用するにあたって

近年、海や川でのレジャーが盛んになり、遊漁者と漁業者の間で漁場の利用を巡って多くのトラブルが発生しています。海や川は、遊漁者がレクリエーションを楽しむ場であると同時に、漁業者の生活を支えている仕事場でもあり、両者の共存共栄のため様々な決まり事があります。その中には、遊漁をしてはいけない場所や、自然の恵みを絶やさないために小さい魚介類の採捕を禁止するなどのルールがあり、海や川でレジャーを楽しむためには、これらの内容を知っておく必要があります。

このパンフレットは、こうした海や川の利用に関する代表的なルールを遊漁者の方々に理解してもらうことにより、トラブルを未然に防ぎ、楽しく遊漁をしていただくために作成しました。

山口県の海や川で遊漁をされる際には、このパンフレットの内容を参考にされ、ルールやマナーを守って楽しく遊漁を行って下さい。

海や川を利用するにあたってのマナー

一. 船の運航に関すること

- 操業中の漁船、潜水漁業をしている漁業者、設置されている漁具等には近寄らず、離れてスローで航行しましょう。
- 港内では最徐行し、できるだけ波を立てないように、静かに航行しましょう。



二. 遊漁行為に関すること

- 定置網、建網等の設置されている漁具付近での釣りは止めましょう。
- 小さな魚はリリースし、資源の保護に努めましょう。



三. 社会的モラルに関すること

- 空き缶、ビニール袋、余った釣り餌などは持ち帰りましょう。
- 餌などで汚れた足場まわりは洗い流しましょう。



四. 安全に関すること

- 船での遊漁時には原則としてライフジャケットの着用が義務付けられています。
- 防波堤等で釣りをする場合もライフジャケットの着用を心がけ、防水機能やGPSが搭載された携帯電話を身につけるようにしましょう。
- 危険な場所では遊漁をしないようにしましょう。
- 気象情報に十分注意し、天候の悪化の恐れのある場合は、遊漁を控えるようにしましょう。



目次

1	漁具や漁法	1
1-1	遊漁者ができる漁法や使える漁具	
1-2	遊漁者がしてはいけない漁法や使用できない漁具(例)	
1-3	禁止・制限されている漁法	
2	保護水面	5
3	特定水産動植物の採捕禁止	7
4	サザエ、ワカメ、タコ等(第1種共同漁業権対象種)の採捕禁止	8
5	飼付漁業権海域	9
6	水産資源の保護	11
6-1	規則による規制	
6-2	漁業者による自主規制	
7	漁業の一斉休漁日	12
8	遊漁船業について	13
8-1	遊漁船業者の登録	
8-2	登録を受けた遊漁船の確認	
8-3	遊漁船利用のルール	
9	内水面(川や湖)について	15
9-1	遊漁者ができる漁法や使える漁具(例)	
9-2	山口県漁業調整規則による規制	
9-3	内水面における漁業権	
10	よくある質問	18

1 漁具や漁法

山口県では、水産資源の保護を目的として、海面で漁業者以外の方（遊漁者）ができる漁法や使える漁具を制限しています。

1-1 遊漁者ができる漁法や使える漁具

-山口県漁業調整規則第44条-

遊漁者ができる漁法や使える漁具は、次のとおりです。

①さお釣り及び手釣り



②たも網及びさで網



③投網
(船舶を使用しないものに限る)



④やす及びはし



⑤徒手採捕



1-2 遊漁者がしてはいけない漁法や使用できない漁具（例）

①トローリング



②潜水器



③水中鉄砲



④かご



⑤建網（刺し網）



⑥爆発物・有毒物を
使用しての採捕



1-3 禁止・制限されている漁法

山口県全体

(1) 油づけえさを使用する釣り

-山口県漁業調整規則第37条又は委員会指示-

山口県では、油づけえさ、その他の油性物を利用したえさ又はその疑餌を使用する釣り漁法は禁止されています。

(2) 水中に電流を通じてする漁法

-山口県漁業調整規則第37条-

山口県では、水中に電流を通じて水産動物を採捕することは禁止されています。

(3) 遊漁によるクロマグロ採捕

-委員会指示-

遊漁によるクロマグロの採捕については、広域漁業調整委員会指示による全国的な規制が導入されています。釣行前に必ず水産庁ホームページにて最新の規制状況について確認してください。

水産庁ホームページ
「クロマグロ遊漁の部屋」



日本海側

(1) 引っかけ釣りによるトラフグの採捕

-委員会指示-

山口県の日本海では、船舶を使用したトラフグの引っかけ釣りが禁止されています。



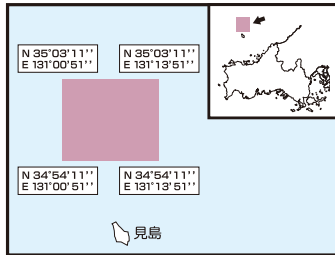
(2) 夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法

-委員会指示-

山口県の日本海では、夜間潜水して水産動植物を採捕することは禁止されています。

(3) 萩市見島沖の八里ヶ瀬におけるマグロを目的とするまきえ釣り -委員会指示-

次の海域では、①錨などで船舶を固定し、②オキアミなどをまきえとして使用し、かつ、③マグロの採捕を目的とする遊漁行為及び遊漁案内行為は承認制となっているため、承認を受けていない人はしてはいけません。



※世界測地系の緯度経度を表示

(4) 遊漁者の火光利用の制限について

-委員会指示-

山口県の日本海では、遊漁者が集魚灯を利用して水産動植物を採捕する場合の集魚灯に使用する発電機（蓄電池を含む。）の総設備容量は10キロワットまでに限られています。

一口メモ

◎山口県漁業調整規則

山口県における漁業秩序の維持確立を図るため、水産資源の保護培養、漁業調整、漁業取締り等に関する事項を決めた規則。

罰則：違反した場合、6ヶ月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処されることがある。

瀬戸内海側

(1) 引っかけ釣りによるフグの採捕 -委員会指示-

山口県の瀬戸内海では、船舶を使用したフグの引っかけ釣りが禁止されています。

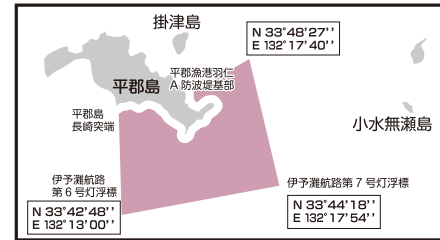
(2) まきえ釣り -委員会指示-

山口県の瀬戸内海では、①錨などで船を固定し、かつ②生きたエビをまきえとして使用し、かつ③タイ、ズキ及びヤズを対象とするまきえ釣りは禁止されています。

(3) 柳井市平郡島沖海域における掛かり釣り

-委員会指示-

次の海域（最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域を除く）では、5月1日から10月31日の間、船を錨等で固定して釣りをすることは禁止されています。



※世界測地系の緯度経度を表示

一口メモ

◎委員会指示

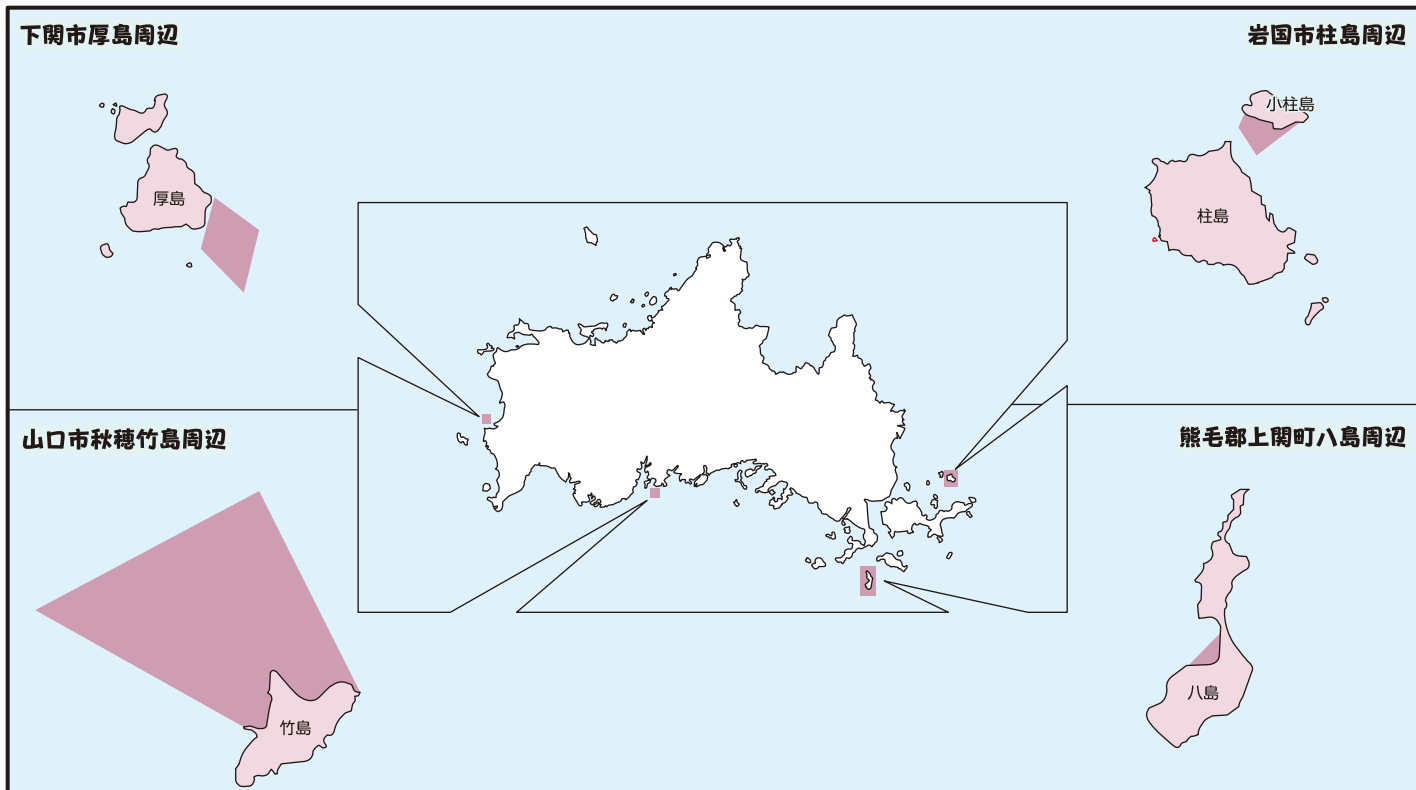
海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会等で水産動植物の採捕制限等のために発動した指示。

罰則：違反した場合、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処されることがある。

2 保護水面 -山口県漁業調整規則第 34 条-

保護水面とは、水産資源の保護の観点から特定の水産動植物の採捕を禁止している海域のことです。山口県には6つの保護水面があり、このうち、魚類の採捕を禁止しているのは次全ての人が魚類を捕ってはいけません。

物の採捕を禁止している海域のことです。山口県には6つのこの4つの海域です。この海域では、遊漁者や漁業者を含めて

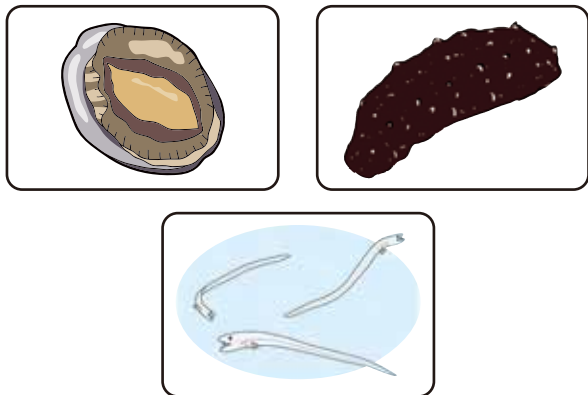


3 特定水産動植物の採捕禁止

-漁業法第132条-

アワビ、ナマコ、シラスウナギ(全長13cm以下のウナギをいう。)は「特定水産動植物」に指定されており、特定水産動植物の採捕は原則として禁止されています。

遊漁者がアワビ、ナマコ、シラスウナギを採捕した場合、漁業権侵害とは別に、**特定水産動植物の採捕禁止違反として3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金に処せられます**ので、絶対に採捕しないでください。



□メモ

◎特定水産動植物制度

令和2年12月1日に施行された改正漁業法により、アワビ、ナマコ、シラスウナギは「特定水産動植物」に指定された。

4 サザエ、ワカメ、タコ等 (第1種共同漁業権対象種)の採捕禁止

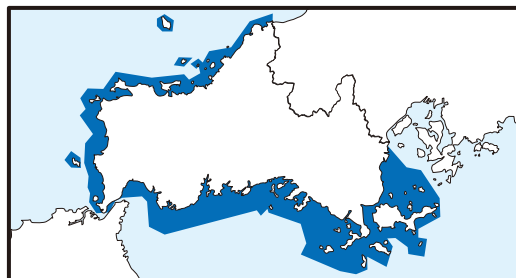
-漁業法第195条-

サザエ、ワカメ、タコなどの定着性水産動植物には、地元の漁業協同組合に漁業権が免許されており、遊漁者が採捕すると漁業権侵害として罰せられることがあります。

■漁業権が免許されている主な魚介類

貝類		アワビ アサリ カキ	サザエ ハマグリ 等
海藻類		ワカメ アラメ モズク	ヒジキ テングサ 等
その他		タコ ナマコ エムシ	シャコ ウニ 等

■共同漁業権の免許状況(青色の区域)イメージ図



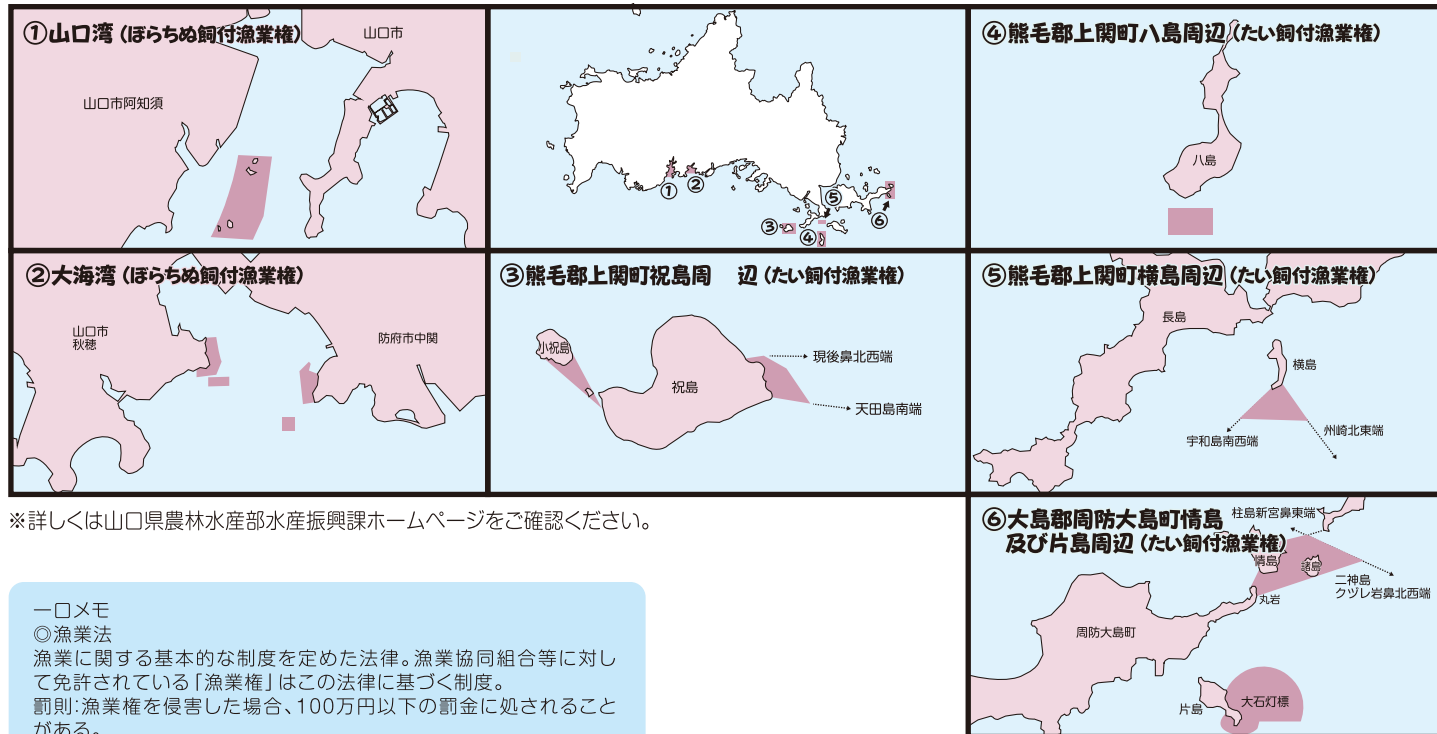
※詳しくは山口県農林水産部水産振興課ホームページをご確認ください。

5 飼付漁業権海域 -漁業法-

飼付漁業とは、一定の場所に餌をまいて、そこに魚類を集め漁業協同組合に対してその権利を免許している海域が次の遊漁者は、この海域内で漁業協同組合の了解を得ずに対象は、漁業権侵害として罰せられることがあります。

て一本釣り等により漁獲する漁業のことで、山口県には、

魚種の釣りを行った場合、又は漁業者の操業の邪魔をした場合



※詳しくは山口県農林水産部水産振興課ホームページをご確認ください。

一〇メモ

◎漁業法

漁業に関する基本的な制度を定めた法律。漁業協同組合等に対して免許されている「漁業権」はこの法律に基づく制度。

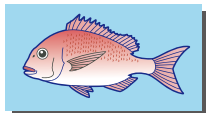
罰則：漁業権を侵害した場合、100万円以下の罰金に処されることがある。

6 水産資源の保護

6-1 規則による規制

- 山口県漁業調整規則第36条及び第40条、
瀬戸内海漁業取締規則第6条、委員会指示 -

山口県の手では、資源保護のため捕ってはいけないサイズが決められています。



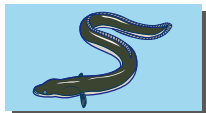
マダイ 全長 12cm以下
(瀬戸内海)



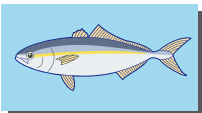
クルマエビ 全長 10cm以下



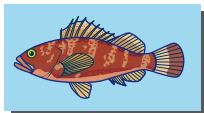
ガザミ 甲幅 13cm以下



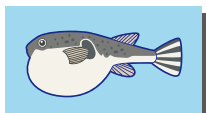
ウナギ 全長 20cm以下



ブリ 全長 15cm以下



キジハタ 全長 30cm未満



トラフグ 全長 30cm以下 (日本海)
全長 20cm以下 (瀬戸内海)



アサリ 殻長 2cm以下 (日本海)
殻長 3cm以下 (瀬戸内海)

一口メモ

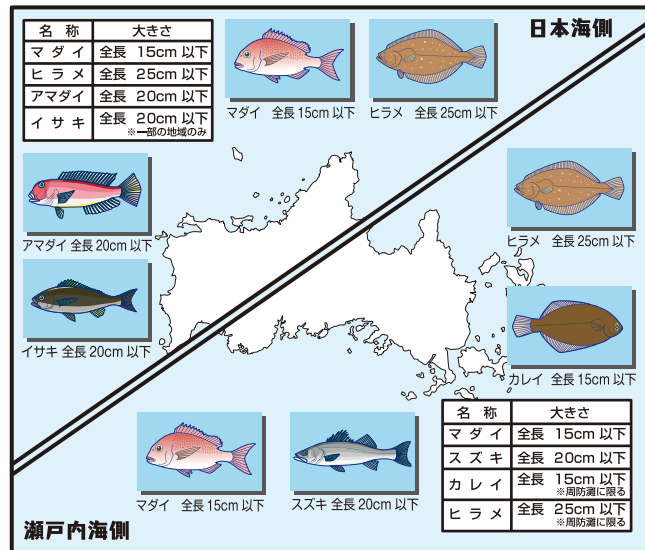
◎瀬戸内海漁業取締規則

瀬戸内海における漁業の取締に関し、必要な事項を定めた農林水産省令。

罰則:違反した場合、2年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処されることがある。

6-2 漁業者による自主規制

山口県では、漁業者が水産資源の保護のために、規則とは別に次のとおり採捕禁止の大きさを決めていますので、遊漁者の方もお協力ください。



7 漁業の一斉休漁日

【7月の第3土曜日／11月の第4土曜日】

山口県の漁業者は、水産資源の保護を図るため、年2回、一斉休漁日として海を休ませる取組を行っています。遊漁者の方々もご協力をお願いします。

8 遊漁船業について

8-1 遊漁船業者の登録

-遊漁船業の適正化に関する法律-

遊漁船業とは、「船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で、利用客に水産動植物を採捕させる事業」のことを指します。

遊漁船業を営むには、県の登録を受ける必要があります。

登録を受けた遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保に努めるとともに、乗客に対する保険加入が義務付けられています。



一口メモ

◎遊漁船業の適正化に関する法律

利用者の安全の確保、利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保を目的とする。

罰則:無登録で営業を行った場合、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処せられることがある。

8-2 登録を受けた遊漁船の確認

遊漁船を利用する場合は、登録を受けた船かどうかを確認してください。



	内容	掲示場所
船体表示	登録を受けた遊漁船業者は、県から通知された登録番号を遊漁船に掲示しています。	遊漁船の左右両舷
登録票	登録を受けた遊漁船業者は、必要事項を記載した登録票を掲示しています。	営業所 遊漁船

8-3 遊漁船利用のルール

遊漁船を利用する場合は、船長や業務主任者の指示に必ず従いましょう。

※業務主任者は、遊漁のルールや安全管理を行う上で必要な知識を習得しています。



9 内水面（川や湖）について

海面と同様に、河川や湖沼などの内水面にも、漁業や遊漁に関するルールがあります。

9-1 遊漁者ができる漁法や使える漁具（例）

遊漁者ができる漁法や使える漁具には、次のものがあります。

① さお釣り及び手釣り



② たも網及びさで網



③ 投網
(船を使用しないものに限る)



④ やす及びはし



⑤ 徒手採捕



9-2 山口県漁業調整規則による規制

① 禁止期間 -山口県漁業調整規則第40条-

山口県の内水面では、次の水産動物を次の期間は採捕してはいけません。



アユ 1/1~5/19



サケ 周年

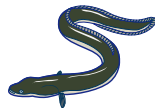


マス類 (ニジマス除く) 9/1~2月末

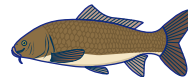
※上記の期間以外でも、漁業協同組合が認めた期間以外は採捕できません。

② 全長の制限 -山口県漁業調整規則第36条及び第40条-

山口県の内水面では、次の大きさの水産動物を採捕してはいけません。



ウナギ 全長20cm以下



コイ 全長20cm以下



マス類 全長15cm以下

③ 漁法の禁止 -山口県漁業調整規則第37条-

山口県の内水面では、次の漁法による水産動植物の採捕はできません。



水中に電気を
通じてする漁法



水視眼鏡を
使用する漁法



水中鉄砲を
使用する漁法

④ 移植の制限 -特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条、山口県漁業調整規則第49条-

山口県の内水面では、次の魚種（卵を含む）をはじめとした特定外来生物を勝手に放してはいけません。



オオクチバス属の魚



ブルーギル



タイワンドジョウ
カムルチー
その他タイワンドジョウ属の魚

9-3 内水面における漁業権

山口県では以下のとおり内水面漁業権が免許されており、漁業権対象魚種は遊漁券を購入しないで採捕してはいけません。

漁業権の種類	対象魚種	漁業権が免許されている内水面
第5種 共同漁業権	アユ、カニ、コイ、フナ、ウナギ、ハヤ、マス類	小瀬川、錦川、島田川、佐波川、榎野川、厚狭川、木屋川、粟野川、深川川、阿武川、大井川、田万川
第1種 共同漁業権	シジミ、アオノリ	榎野川、厚狭川、木屋川
区画漁業権	ウナギ、アマゴ、ワカサギ	大原湖、小野湖

※対象魚種は各内水面によって異なりますので、詳しくは県または免許を受けた内水面漁業協同組合等にお問い合わせください。

※第5種共同漁業権内で漁業権の内容となっているものを対象に遊漁をされる場合には、内水面漁業協同組合が遊漁規則に基づき発行する遊漁券(鑑札)が必要となります。

一〇×モ

◎遊漁規則

各内水面漁業協同組合が免許を受けた漁業権の対象魚種の遊漁についてのルール(遊漁の期間、区域、遊漁料の額等)を定めたもの。遊漁規則の制定、変更には県知事の認可が必要。

10 よくある質問

Q 遊漁者はトローリングをすることができないのですか？

A トローリングは、遊漁者が行えるさお釣り及び手釣りには含まれませんので、遊漁者は行うことはできません。なお、船舶が停止している状態(錨をせず船舶が風又は潮により流れている状態を含む)で行ういわゆる流し釣りはトローリングに含まれませんので、遊漁者も行うことができます。

Q 遊漁者はタコ釣りをすることができないのですか？

A タコは共同漁業権の内容物として地元の漁業協同組合に漁業権が免許されています。共同漁業権の内容物は基本的に免許を受けた漁業協同組合の組合員しか採捕することはできません。よって、遊漁者は漁業協同組合の了解なく釣り、その他の方法であってもタコを採捕することはできません。なお、タコにはマダコ他、イダコやミズダコ、テナガダコも含まれます。

Q 遊漁者はやすく魚を突いてもいいですか？

A 水中銃の使用はできませんが、「やす」は遊漁者も使用することができます。なお、ゴムひもの弾力を用いて柄を掌中にすべらせるもので、目的物を突き刺したときに柄が掌中から離れるものは「やす」に含まれませんので、遊漁者は使用することができません。

Q 遊漁者はサザエやワカメを捕ってはいけませんか？
ニナやエムシもいけませんか？

A サザエやワカメはもちろん、ニナやエムシも共同漁業権の内容物となっている場合、遊漁者は採捕することはできません。これらの共同漁業権内容物を遊漁者が採捕した場合、漁業権侵害で罰せられることがあります。

Q ダイビング中に気をつけることはありますか？

A ダイビングをすることは漁業関係法令上の規制はありませんが、ダイビングが漁業者の操業に支障を来す可能性もありますので、事前に関係漁業協同組合に相談されることをお勧めします。なお、スキューバダイビング中に水産動植物を採捕することは、漁業権内容物はもちろん、それ以外の水産動植物であっても認められませんので注意してください。

Q 遊漁者は川でアユ釣りをするのにどうして遊漁料を支払わなければならないのですか？

A 内水面漁業協同組合は自らの負担により経費をかけてアユやマス等を放流したり、魚の産卵場を作ったりして資源の維持や河川環境の改善に努めています。遊漁者から遊漁料を徴収するのは、その経費の一部を負担していただくものです。（漁業法に定められた制度の中で運用されています。）